平成２７年（フ）第１９４号
堺市東区関茶屋68番地１　グラン・コート初芝302号
債務者　井上　隆浩
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田由岐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３号
長崎県松浦市御厨町前田免391番地、従前の住所長崎県松浦市御厨町前田免397番地
債務者　吉野　一生
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
神奈川県三浦市岬陽町１番20号
債務者　岩崎　和康
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　繁行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月16日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２６号
神奈川県三浦市岬陽町１番20号
債務者　岩崎　政子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　繁行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月16日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第２５号
愛知県知立市昭和５丁目12番地29
債務者　近藤　和代
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加計　奈美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２９２号
名古屋市熱田区四番１丁目12番11号　鈴木第１コーポ302号
債務者　中野　里沙
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　考人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１号
宮崎市高岡町内山3098番地　メゾンＦ2002―202号、前住所宮崎市高岡町飯田931番地４
債務者　黒木香菜子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　真大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２２５４号
埼玉県川口市柳根町29―18　レオパレス東浦和第７―202
債務者　野坂　章一
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２５５号
東京都大田区大森南３丁目33―14　東京ヤサカ自動車十字路ハウス２Ｅ
債務者　植草　眞司
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２５６号
東京都文京区湯島２丁目15―10―703
債務者　中山　早瀬
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２６３号
東京都大田区新蒲田３丁目27―９　第二栄荘Ｅ室
債務者　中山　初美
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２６４号
東京都杉並区浜田山４丁目27―29
債務者　掛川　　感
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２６５号
東京都世田谷区大蔵５丁目３―３―102
債務者　市川　美穂
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２７３号
東京都葛飾区東新小岩２丁目10―５―406
債務者　井上　康介
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２７７号
東京都足立区六木４丁目２―11―101
債務者　荒井　準司
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２７８号
東京都足立区入谷８丁目16―３―307
債務者　角田　和子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部